診療報酬改定に伴う当院からのお知らせ(令和8年6月1日)

●電子的診療情報連携体制整備加算について
当院では、厚生労働省の規定に基づき、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用した診療を実施し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。マイナ保険証の利用にご協力お願いいたします。

●明細書発行体制等加算について
当院では、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しております。

●外来・在宅ベースアップ評価料について
当院では、患者様に質の高い医療を提供するためにも、厚生労働省の規定に基づき、医療に従事する職員の賃金改善 (ベースアップ) を図るため、「外来・在宅ベースアップ評価料 (I)」の算定をしております。本評価料は医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、医療従事者が安心して職務に従事し、質の高い医療を提供すること等を目的としております。

●物価対応料について
当院では、厚生労働省の規定に基づき、物価高騰等の影響を受ける中においても、患者様へ安全・安心で良質な医療を継続して提供できる体制を維持するため、2026年(令和8年) 6月より、「外来・在宅物価対応料」を算定いたします。
【算定する点数】 外来・在宅物価対応料：初診時・再診時にそれぞれ2点(※)
※金額は患者様の負担割合(1割〜3割) に応じて異なります。

●夜間・早朝加算について
平日の18時以降、土曜日の正午以降、日曜祝日に診察の受付をされた患者様には、厚生労働省の定めた診療報酬点数にもとづき、「夜間・早朝加算」が初再診料に加算されます。

患者さまにおかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

医療法人社団ヘルスアライアンス
日赤通り谷﨑MAクリニック
院長　谷﨑 俊哉